

令和8年度 里海づくり支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、令和8年度環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表の「里海づくり支援事業」（以下「補助事業」という。）の実施について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(実施事業の募集)

第2条 県は、補助事業の実施に際し、別に定める「令和8年度里海づくり支援事業募集要項」により実施事業を募集する。

(応募に必要な書類等)

第3条 補助事業に応募しようとする団体は、次に掲げる書類を作成し、県が別途定める日までに提出すること。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第1号の2）
- (3) 里海づくり支援事業実施計画書（別添様式1）
- (4) 補助対象事業の詳細（要領様式）
- (5) その他関係書類

(審査方法)

第4条 審査は、別に定める「里海づくり支援事業審査要領」（以下「審査要領」という。）による。

(事業の採択)

第5条 県は、審査要領に基づき評価した結果により、補助事業を採択する。

(採択の取消し)

第6条 県は、前条で補助事業の採択を受けた団体（以下「採択団体」という。）が、事業実施計画に従った事業を実施していないと認められるときは、その採択を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消に伴い、採択団体に損害が生じたとしても、採択団体は県に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(報告の徴収)

第7条 県は、必要があると認めるときは、採択団体に対し、事業の実施状況等について報告を求めることができるほか、その報告内容を公表することができる。

(その他)

第8条 この事業の庶務は、環境部水大気課において処理する。

2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年4月16日から施行する。

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

補助対象事業の詳細	
<p>1 これまでの（里海づくり等）活動の実績</p> <p>（※直近3年程度の活動実績について、年月、活動場所、活動内容、他団体との連携等を記載してください。）</p> <p>（※添付資料として、活動の場の位置が明らかとなる図面等も活用願います。）</p> <p>（※新しく始める団体の場合はこれまでの活動内容と里海づくり活動を始める動機を記載してください。）</p>	
<p>2 今回申請を行う里海づくり活動の予定</p> <p>（※活動場所、活動内容、他団体との連携等を記載してください。）</p> <p>（※「1」と比較して新たな場所又は連携であることがわかるように明記してください。）</p> <p>（※添付資料として、活動の場の位置が明らかとなる図面等も活用願います。）</p>	
<p>3 今後の里海づくり活動の展開</p> <p>（※「2」を踏まえて、今後どのように取組を展開していくのかを記載してください）</p> <p>（※具体的に、「新たな展開」としてみえる効果を記載してください。）</p>	
<p>4 事業実施が、里海づくりに与える効果</p> <p>（※事業が、どのように里海づくりに着実につながっていると考えられるかを、記載してください。）</p>	
<p>5 事業実施が地域に与える波及効果</p> <p>（※活動の場周辺の地域住民等を巻き込んだ普及啓発効果が、事業を実施することでどのように見込めるか等を記載してください。）</p>	
<p>6 事業の実施体制</p> <p>（※事業を実施するにあたっての専門家等との連携などを示す実施体制図。）</p>	